

住宅確保要配慮者等への居住支援

※住宅確保要配慮者とは、以下に掲げる方を言います。
・低所得者（収入 15 万 8 千円未満） ・被災者 ・高齢者 ・障がい者 ・子ども（18 歳以下）世帯 ・外国人 ・中国残留邦人等
・児童虐待被害者 ・ハンセン病等療養所入所者等 ・DV 被害者 ・北朝鮮拉致被害者 ・更生保護対象者等 ・生活保護対象者
・賃貸住宅供給促進計画（県又は市町村が策定）で定める者

整備主体		地方公共団体	地方公共団体又は民間事業者等		民間事業者等			その他
種別		公営住宅	地域優良賃貸住宅 （公共供給型）	地域優良賃貸住宅 （民間供給型）	セーフティネット住宅	サービス付き 高齢者向け住宅	居住サポート住宅	特定公共賃貸住宅 （地方公共団体）
概要		住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃で供給する住宅	公営住宅を補完する住宅 （子育て世帯や高齢者世帯等、対象を重点化）		住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅	生活支援サービスを提供する高齢者向け住宅	安否確認や見守りサービス等を実施するセーフティネット住宅	中堅所得者等の良好な居住環境確保のための住宅
入居者要件	収入要件	【原則】 月収 15 万 8 千円以下 【下記世帯の場合】 月収 21 万 4 千円以下 ・子育て世帯 ・高齢者世帯 ・障がい者世帯 ・被災者 等	【原則】 月収 38 万 7 千円以下 【下記の場合】 月収 48 万 7 千円以下 ・既存建築物を活用した場合 ・PPP/PFI 事業による場合 等		※整備支援・家賃低廉化支援を受ける場合は要件有り	—	※整備支援・家賃低廉化支援を受ける場合は要件有り	【原則】 月収 15 万 8 千円以上 25 万 9 千円以下
	その他要件	【原則】 同居親族がいること 現に住宅に困窮していること	下記のいずれか ・子育て世帯 ・新婚世帯 ・高齢者世帯 ・障がい者世帯 等			下記のいずれか ・高齢者 ・要介護認定者 ・要介護支援認定者	【原則】 同居親族がいること	
主な支援概要		■整備支援 【補助率】 国：45％ 【上限】 国が定める標準主体附帯工事費 ×45％ ■家賃低廉化支援 ○新築の場合、国が定める基準額と近傍同種家賃との差額が対象 ○建替の場合、建替前後の家賃の差額が対象 【補助率】 国：約 45％ 地方公共団体：約 55％ 【限度額】 原則 4 万円 / 戸・月 総額 480 万円 / 戸	■整備支援 【補助率】 国：45％ 【上限】 国が定める標準主体附帯工事費 ×45％ ■家賃低廉化支援 【補助率】 国：約 45％ 地方公共団体：約 55％ 【限度額】 原則 4 万円 / 戸・月 総額 480 万円 / 戸	■整備支援 【補助率】 国：45％ 【上限】 地方公共団体の補助額かつ建設費等 × 1/6(2 階以下は 1/9) ■家賃低廉化支援 【補助率】 国：約 45％ 地方公共団体：約 55％ 【限度額】 原則 4 万円 / 戸・月 総額 480 万円 / 戸	■整備支援 【補助率】 国：1/3 【上限】 最大：200 万円 / 戸 ※改修内容により上限が異なります。 ■家賃低廉化支援 【補助率】 国：1/2 地方公共団体：1/2 【限度額】 原則 4 万円 / 戸・月 総額 480 万円 / 戸	■整備支援 【補助率】 新築：1/10 改修：1/3 【上限】 新築：最大 135 万円 / 戸 改修：最大 195 万円 / 戸 ■固定資産税減免 5 年間、1/2 ～ 5/6 の割合軽減 （市町村による） ■不動産取得税減免 家屋：課税標準から 1,200 万円 / 戸 等	■整備支援 【補助率】 国：1/3 【上限】 最大：200 万円 / 戸 ※改修内容により上限が異なります。 ■家賃低廉化支援 【補助率】 国：1/2 地方公共団体：1/2 【限度額】 原則 4 万円 / 戸・月 総額 480 万円 / 戸	
管理戸数	県	市町村	20 戸 ※朝日町・最上町のみ	26 戸 ※上市市・大石田町のみ	6,585 戸	1,436 戸	—	79 戸 ※西川町・朝日町・大江町・尾花沢市・高畠町・鶴岡市・酒田市・庄内町
	3,275 戸	6,626 戸						
家賃のめやす （平均）	約 2 万 3 千円		約 4 万 7 千円	約 7 万 5 千円	約 5 万 5 千円	約 6 万 2 千円		約 5 万円
担当窓口	県：下記 HP 参照 市町村：各市町村住宅部局		朝日町建設水道課 最上町建設住宅課	各施設 HP 参照	下記 HP 参照	下記 HP 参照	—	各市町村住宅部局
参考 HP	 山形県 HP				 セーフティネット住宅情報提供システム	 サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム		